

The guardians of Rights

ちくし法律事務所

2003

夏

20 YEARS SUMMER

Directed by Shinichi Fujimoto

暑中お見舞い申し上げます

弁護士

稲村 晴夫

HARUO INAMURA



暑中お見舞い申し上げます。

酷暑のみぎり、皆様いかがお過ごしでしょうか。当事務所は全員元気にこの夏を迎えております。

1989年に当事務所に入所し、一緒に活動してきた伊黒忠昭弁護士が本年5月に独立し、春日市に「かすが法律事務所」を設立しました。伊黒弁護士は当事務所で14年間執務したことになりましたが、この間じん肺訴訟や廃棄物処分場問題などに取組みながら、地域住民の皆さんの多くの事件解決に努力してきました。伊黒弁護士の心優しく誠実な人柄と、仕事に対するまじめな姿勢は多くの人々の認めるところです。今後春日地区における地域事務所として大きく発展することを期待しております。皆様の「かすが法律事務所」に対するご支援を心からお願ひ致します。伊黒弁護士が独立したため、当事務所は弁護士5人体制となりました。

当事務所の弁護士が参加している集団事件としては、

- ・じん肺訴訟
- ・中国人強制連行強制労働事件
- ・N・T・R・S・T・R訴訟
- ・ハンセン病国賠訴訟
- ・薬害C型肝炎訴訟
- ・商工ローン訴訟
- ・廃棄物処分場事件

・有明海環境訴訟
などがあります。これらの訴訟は市民、労働者、消費者の人権や地球環境を守っていく闘いであり、これからも当事務所としてはこれらの闘いに積極的に参加して、すべての人々が人間らしく幸せに生きてゆける社会をつくる活動に微力ながらも貢献したいと考えております。皆様のこれらの訴訟や運動に対するご理解とご支援をお願いする次第です。

これらの大型事件の他にも事務所は地域の住民の皆様から寄せられる様々な相談や紛争解決に就いています。そのなかでも、近時倒産や破産、金銭貸借をめぐる相談が激増しています。長引く不況による経営悪化、倒産・リストラによる失業、賃金カット、サラ金やヤミ金の横行などがその背景にあると思われれます。大手のサラ金でもその利息は29.2%と極めて高く、ヤミ金にいたっては、1日10%、年利3650%という法外なものも珍しくありません。このような高金利の支払いに追われ、借金が雪だるま式にふくれあがって、倒産・破産に追い込まれている人々がとても多いのです。当事務所にも高利業者からの借金によって倒産・破産に追い込まれる人々の相談が相次ぎその処理に追われています。

ヤミ金に対する罰則の強化、高金利の規制や低利の融資制度の確立、大企業のリストラ規制、正規労働者を減らし非正規労働者を増やす使用者側の雇用政策を転換させるなど多くの政策がとられるべきだと思います。しかし、構造改革路線を強力に推進している小泉内閣にこのような政策を求めることは到底無理と言う他なく、当面は倒産・失業者・低賃金労働者の増大は避けられず、当事務所においてもサラ金、ヤミ金との闘いは続くことになる覚悟しているところです。

弁護士・事務局ともに多忙な毎日が続きますが、暑さに負けず、夏の光りを全身に浴び、これをエネルギーとして頑張つてゆきたいと思ひます。皆様もよい夏をお過ごし下さい。

ちくし法律事務所

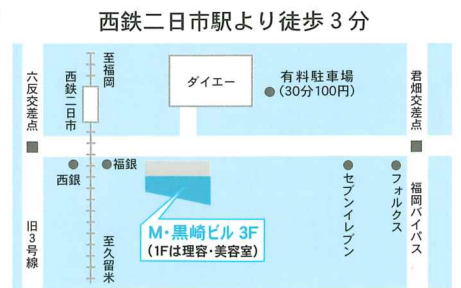
092-925-4119

FAX 092-925-4127 受付時間 9:00~17:30 土、日、祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net



〒818-10056
筑紫野市二日市北1丁目31
M・黒崎ビル3階



Summer Version

地域住民の「たよりになる」 気軽に相談できる 弁護士事務所。

伊藤

Yoshisuke
Itou

善佐氏



ちくし法律事務所開設より20年目を迎えられ、心からお祝い申し上げます。

私が稲村弁護士と出会いましたのは、今から20年前昭和59年4月のことでした。当時二日市のビル管理をお願いしていた若葉不動産の松本さんから、「この地域に法律事務所を開設したいので光正ハイツの一室を貸してほしいという人がいる」それが始まりでした。このことは私に異論があろうはずがなく、今までこの地域住民は、弁護士さんに法律相談しようにもいまいち福岡まで出かけていかなければならず、時間的にも費用も大変なものでした。かねて身近に普段着のまま気軽に相談できる所が欲しいと切実な思いをもっていたからです。

こうして法律事務所開設より11年間光正ハイツで活動され、今の黒崎ビル3階では弁護士5名、事務職員9名の堂々たる、ちくし法律事務所として素晴らしい発展を遂げられ、文字通り地域住民の信頼と基礎を築かれました。この20年間では、稲村弁護士の問題解決に向けての情熱と、おだやかな中にも確固たる信念が多くの人々の共感を呼び、今日をむかえられたものと思います。

特に稲村弁護士は「現場主義」を掲げておられます。私も全く同感で、立場は違いますが、高雄に不燃物処理場を作るとき、反対運動が起こり、何回となく現地に行き、水質検査も国の基準をクリアした数値を提示

しましたが、納得してもらえません。そこで私は地元の人の前で川の水を飲み、安全性を実証しました。建設地にとって好ましくない施設でも65,000市民には大事な施設だからです。完成後は環境整備で建設した公民館で、地域の方々と盃を交わして思い出話など致しました。これからもちくし法律事務所の皆さんにおかれましては、健康に充分に心がけられ、「現場主義に徹する」をモットーに地域住民の「たよりになる」気軽に相談できる弁護士事務所として更なるご発展をお祈りいたします。

profile

- 太宰府市水城出身
- 元太宰府市長
昭和62年～平成7年、2期8年にわたって歴任
- (財)古都大宰府保存協会
昭和59年5月21日 理事就任
平成9年6月15日 理事長就任
現在に至る

弁護士

浦田 秀徳

Hidenori Urata



みなさん福岡地裁まで応援に来て下さい。
いよいよ薬害C型肝炎訴訟の攻防がはじまりました。被告国の応訴態度はひどいものです。みなさん、福岡地裁まで応援に来て下さい。そして、被害者とともに泣き、被害者とともに怒り、被害者とともに笑いましょう。
(写真は1985年・司法修習生のころ。場所は横浜。お相手は…忘れしました)

弁護士

迫田 登紀子

Tokiko Sakoda



「僕が僕であるために」
教育基本法改悪反対。
憲法記念日に、教育基本法改悪反対の劇に出ました。世界の中の経済大国として日本が勝ち残るために、お金持ちがよりお金持ちになれるために、労働にまつわる法律が改悪され、戦争ができる国づくりがされようとしています。そして、反対する人が出ないように、色々な教育改悪がされているのです。高校の時に行ったコンサートでは、尾崎豊が「僕が僕であるために♪」って歌っていました。私が私でいられる社会を守るために、私のやり方がんばります。

2003・夏
暑中お見舞い
申し上げます。

弁護士

吉野 隆二郎

Ryujino Yoshino



諫早湾干拓の問題について、本年4月16日に中央の公害等調整委員会に原因裁定という手続きの申請をし(私はこの手続きの事務局長になりました)、6月27日から月1回くらいのペースで審理がされる予定となっています。この手続きは、工事が進行する中でこの問題に早期解決をはかることと、東京での運動の拠点にすることを目的としています。今年の夏に大きな山場を迎えそうですが、この問題の早期解決のために努力をしていきたいと思っています。

弁護士

徳田 宣子

Noriko Tokuda



弁護士を始めて半年と少しが経過しました。被害者の方の声に耳を傾けたい、そういう思いから目指したこの職業に就いて、様々な方のお話を聞く機会がありました。
例えば、医療過誤でご主人が植物状態になってしまった方。例えば、薬害によりC型肝炎に感染し、自分の息子にまで母子感染させてしまった方。あるいは、拉致事件の報道以降、日本人から嫌がらせを受けた朝鮮学校の生徒たち。時には一緒に涙を流してしまうこともありました。
弁護士一年目の私では、その被害に耳を傾けることで精一杯の時が多いのですが、少しでも力になりたいと思いがながら休日返上でがんばる毎日です。

Staff's Childhood

私たち、
スタッフの
幼い頃を
ご紹介します。

広島で生れた頃です。
すいかが大好き？

・ ・ ・ 佐々木
(吉野弁護士担当)



お花やさんになるのが
夢でした。

・ ・ ・ 重松
(吉野弁護士担当)
(徳田弁護士担当)



既にこの頃から、
悪ガキでした。

・ ・ ・ 行田
(迫田弁護士担当)



ひろみ・五郎・秀樹に
逆上せあがっていた
頃です。(前列右から2人目)

・ ・ ・ 原
(徳田弁護士担当)



なぜか仮面ライダー
の椅子がお気に入り
でした。

・ ・ ・ 古賀
(稲村弁護士担当)



姉弟ゲンカの毎日で、
夢は看護婦さんになる
ことでした。

・ ・ ・ 山下
(稲村弁護士担当)



いつも男の子に間違
えられる元気もので
した。

・ ・ ・ 原田
(迫田弁護士担当)



弟の面倒をよくみる
しつかり者のお姉ちゃん
でした。

・ ・ ・ 入江
(浦田弁護士担当)



4歳から同じ顔
しています。

・ ・ ・ 川波
(浦田弁護士担当)



あなたが困っている

いろいろな問題を 解決します。

※顧問・紛争予防に関しては別途、御相談お受け致します。

●不動産トラブル

- ・ 不動産取引をめぐる問題
- ・ 契約書作成をめぐる問題
- ・ 借地・借家をめぐる問題

●金銭トラブル

- ・ 金銭の貸し・借りをめぐる問題
- ・ 自己破産・負債整理をめぐる問題
- ・ 代金の不払い・回収をめぐる問題
- ・ 手形・小切手をめぐる問題

●賠償問題

- ・ 建物の建築をめぐる問題(欠陥住宅等)
- ・ 損害賠償をめぐる問題
- ・ 交通事故をめぐる問題
- ・ 保険金請求をめぐる問題
- ・ 環境・公害をめぐる問題

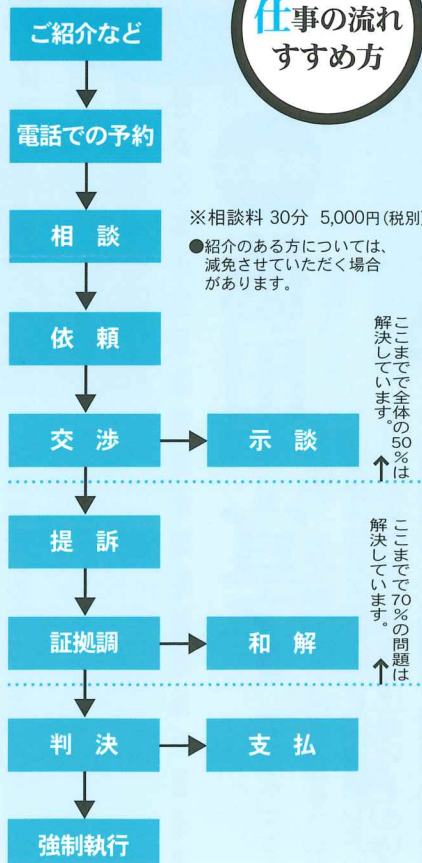
●家族問題

- ・ 夫婦・親子をめぐる問題
- ・ 相続・遺言をめぐる問題

●その他

- ・ 企業倒産をめぐる問題
- ・ マンションをめぐる問題
- ・ 消費生活をめぐる問題
- ・ 労働関係をめぐる問題
- ・ 労働災害をめぐる問題
- ・ 土地収用・区画整理をめぐる問題
- ・ 刑事事件と人権をめぐる問題

仕事の流れ おすすめ方



料金 システム

※料金の目安です。
顧問先かどうか、紹介の有無などにより、異なります。

着手金 と 報酬金

- ・ 弁護士費用には依頼した段階で支払う
着手金と結果の成功分について支払う
報酬金があります。

【一般的な事件(標準額)】

| 経済的利益 | 着手金 | 報酬金 |
|----------|-----|------|
| (例) 300万 | 24万 | 48万 |
| 500万 | 34万 | 68万 |
| 1,000万 | 59万 | 118万 |

※ 但し、交渉の場合、着手金は10万円～。

| | 着手金 | 報酬金 |
|----------|------------------------|--------|
| 民事事件 | 離婚調停 | 20-40万 |
| | 離婚訴訟 | 30-50万 |
| | 非事業者の自己破産 | 30万 |
| 事業者の民事再生 | 50万 | |
| 刑事事件 | 事案簡明な事件 (交通事故、窃盗など) | 20-40万 |
| | 少年事件 | 20-40万 |

| | 手数料 |
|-----|-------------------------|
| その他 | 初回の市民法律相談 5,000(30分) |
| | 事業者の顧問料 5-10万(月) |